健康づくり対策補助事業　事業要綱

１．事業の趣旨及び目的

健康保険組合は、医療保険制度の運営を担う中核的な組織として、国民が健康を保持し安心して生活できるよう、療養の給付等の保険給付を行うとともに、特定健康診査や特定保健指導をはじめとした加入者の健康の保持・増進を目的とした保健事業の実施について、事業主と積極的に連携して効果的・効率的に実施すること（コラボヘルス）が求められている。

しかしながら、当組合は６０事業所（令和４年４月１日現在）で構成する総合組合であり、各事業所における加入者規模や健康課題なども異なる事情が存在するなかで、事業所ごとの実情に応じたコラボヘルスを取り組むことには限界がある。

「健康づくり対策補助事業（以下、「本事業」という）」は、そうした課題に対応するため、各事業主が従業員（被保険者）の健康づくりのために行う事業について当組合が共同して実施することを目的に、その費用の一部を補助するものである。

２．本事業の対象要件

(1) 事業主が当組合の加入者（被保険者・被扶養者）を対象に、健康の保持や増進の

ための健康づくりを目的として実施する事業であること。

　(2) 前記(1)の事業については、健康づくりを目的とするものであれば幅広く本事業

の対象とする。

　(3) ただし、労働安全衛生法等の労働法規により事業主の実施を義務付けているもの

は対象外とする。

３．補助金額枠の算定及び通知

各事業所の補助金額枠については、年度単位で以下の①及び②の合計額により算定

し、事務局より年度初旬に通知する。

①事業所規模に応じた１事業所あたり基本金額（７万円～６０万円【別表参照】）

②被保険者数に応じた金額

前年度３月末現在の被保険者数に１人あたり３００円を乗じた金額

４．事業開始

　　令和４年４月１日

５．その他

本事業の具体的対象事業や請求・支払等に関する詳細については、別途「健康づく

り対策補助事業実施要領」において定める。